

川庶発第 1 1 3 号
令和 7 年 2 月 1 4 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 5 年 3 月 2 8 日執行の学校教育部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（庶務課）

庶務課の備品管理において、重要物品の管理が川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

重要物品を確実に把握するため、令和 4 年度に数量を調査し、令和 5 年度からは、未登録の写真等画像データを財務会計システムに登録いたしました。

今後は、重要物品を取得する際に、適正な事務の執行に努めてまいります。

